

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年10月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年10月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栗野リバーサイドモール
始良郡湧水町木場街区60番

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島市南栄三丁目14番地 外4社
有木昭夫
始良郡湧水町木場225番地5

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島市南栄三丁目14番地 外4社

(2) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 A棟西側 210台
イ 変更後 A棟西側 171台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐輪場 A棟南西側 49台
第2駐輪場 A棟南西側 16台
第3駐輪場 B棟東側 16台
第4駐輪場 B棟南側 30台
イ 変更後 第1駐輪場 A棟南西側 24台
第2駐輪場 A棟南西側 24台
第3駐輪場 B棟東側 16台
第4駐輪場 B棟南側 30台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前	荷さばき施設 1	A棟北側	176平方メートル
	荷さばき施設 2	B棟西側	16平方メートル
	荷さばき施設 3	C棟西側	16平方メートル
	荷さばき施設 4	D棟西側	13平方メートル
	荷さばき施設 5	E棟西側	23平方メートル
	荷さばき施設 6	F棟北側	16平方メートル
	荷さばき施設 7	G棟北側	16平方メートル
	荷さばき施設 8	H棟北側	12平方メートル
イ 変更後	荷さばき施設 1	A棟北側	95平方メートル
	荷さばき施設 2	B棟西側	15平方メートル
	荷さばき施設 3	C棟西側	15平方メートル
	荷さばき施設 4	D棟西側	15平方メートル
	荷さばき施設 5	E棟西側	15平方メートル
	荷さばき施設 6	F棟東側	16平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前	廃棄物等保管施設 1	A棟建物内北側	55立方メートル
	廃棄物等保管施設 2	B棟建物内南西側	6立方メートル
	廃棄物等保管施設 3	C棟建物内北西側	4立方メートル
	廃棄物等保管施設 4	D棟建物内南東側	3立方メートル
	廃棄物等保管施設 5	E棟建物内北側 2階	17立方メートル
	廃棄物等保管施設 6	F棟北西側	4立方メートル
イ 変更後	廃棄物等保管施設 1	A棟建物内北側	28立方メートル
	廃棄物等保管施設 2	B棟建物内南西側	6立方メートル
	廃棄物等保管施設 3	C棟建物内北西側	4立方メートル
	廃棄物等保管施設 4	D棟建物内南東側	3立方メートル
	廃棄物等保管施設 5	E棟建物内北側 2階	17立方メートル
	廃棄物等保管施設 6	F棟北西側	4立方メートル

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前	荷さばき施設 1～8	午前6時から午後10時まで
イ 変更後	荷さばき施設 1	24時間
	荷さばき施設 2～6	午前6時から午後10時まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 令和2年5月31日
- (2) 2の(2), (3), (4)及び(5) 令和3年5月29日
- (3) 2の(6) 令和2年9月29日

4 届出年月日

令和2年9月28日